

市立特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市立特別支援学校児童生徒に対して、地域における交流の促進や社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するとともに、完全学校週5日制の実施に伴い、活動の場づくりを推進し、児童生徒がより充実した生活を送ることができるようにするため、それらの活動を行う事業に対し、助成金を交付する。

なお、助成金の交付に関しては、広島市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の対象)

第2条 助成金を交付する事業（以下、「助成事業」という。）の実施主体は、市立特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域活動を行う地域住民団体等の運営関係者等で組織する市立特別支援学校地域活動推進事業運営委員会とする。

2 助成事業は、次に掲げる事業要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 市立特別支援学校に在籍する児童生徒を含むもの
- (2) 企画等の段階から障害のある児童生徒を参画させて行うもの
- (3) 月に1回以上、土曜日等に継続して活動するもの（ただし夏季休業中はこの限りでない。）

3 助成事業は、概ね、次に掲げる活動内容のいずれかにあてはまるものとする。

- (1) 地域との連携や余暇・文化活動の充実を深める活動
- (2) 障害のある児童生徒の理解・啓発を深める活動
- (3) 自然体験や地域の人々との協働を深める活動
- (4) 障害のある児童生徒の社会参加と自立を促す活動

4 前3項の規定にかかわらず、広島市又は広島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等からの補助金等を受けて実施する事業については、本事業の助成対象外とする。

5 助成事業は、助成金の交付を決定した日の属する年度の末日までに行われるものとする。

(助成対象経費等)

第3条 助成金は、助成事業の実施に必要な経費（以下、「助成対象経費」という。）に対し2分の1以下の額とし、1助成事業あたり9万円を限度とする。

(助成金交付の申請及び決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする市立特別支援学校地域活動推進事業運営委員会は（以下、「申請団体」という。）、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業実施前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により、事業が適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、申請団体に通知するものとする。

(助成金交付の条件)

第5条 助成金の交付には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金の内容又は予算を変更(ただし、項目ごとの金額の10%を超えない範囲での変更を除く。)しようとするときは、事業計画変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業の収支については、そのつど証拠書類を取り揃え、又帳簿を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

2 市長は、助成金の交付の決定を受けた申請団体等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他規則、本要綱、又はこれらに基づく指示等に違反したとき。
- (2) 助成事業の決算総額が予算総額に比して著しく減少し、予算の執行が不相当と認められるとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた申請団体等は、助成事業を完了したときは、その完了の日から40日以内又は当該年度の末日のいずれかの早い日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。